



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/RES.1

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月9日

Sponsor: Afghanistan, Bulgaria, Burkina Faso, Cabo Verde, Cambodia, Chad, Colombia, Côte d'Ivoire, Cyprus, **Djibouti**, Dominican Republic, DR Congo, Ecuador, Ghana, Jordan, Kenya, Malawi, Mali, Mongolia, Netherlands, Nigeria, Portugal, South Africa, Switzerland, Tajikistan, Tanzania, Tunisia, Uruguay and Zambia

第25回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程を想起し、

国際連合総会の関連決議を想起し、

ローマ規程締約国会議（ASP）の役割を想起し、

独立専門家レビュー（IER）を想起し、

国際連合憲章の目的と原則を想起し、

国際刑事裁判所（ICC）の国際刑事司法への貢献に好意を示し、

国際社会に重大な影響を及ぼす犯罪が引き続き発生している現状を認識し、

ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪の防止と処罰の重要性を再確認し、

国際刑事司法の実効性と和平プロセスとの適切な均衡を図る必要性を認識し、

全ての締約国が平等な権利を有することを再確認し、

財政的負担の大きさがICCにおける発言力に影響し、公平性を損なう可能性を懸念し、

ローマ規程第16条が国際の平和及び安全の維持に果たす役割に留意し、

ローマ規程第17条に規定される補完性の原則の重要性を強調し、

ICCと地域機関との協力が国際刑事司法の信頼向上に寄与することに留意し、

一部の締約国及び地域において、ICCの公平性及び透明性に対する懸念が示されていることを遺憾に思いながら言及し、

ICCの職員構成及び活動における地域的偏りが、裁判所への信頼に影響を及ぼす可能性を懸念し、

CC及びICC職員に対する政治的圧力及び制裁を遺憾に思い、

国家主権を尊重しつつ、国際刑事裁判所に対する締約国の協力を促進することの重要性を認識し、

ICCの独立性及び公平性を維持する必要性を認識し、

締約国の異なる経済状況に配慮しつつ、ICCの安定的な運営基盤を確保する必要性を認識し、

締約国による分担金の適時かつ確実な履行が、ICCの安定的な運営に不可欠であることを認識し、

国際刑事司法の公平性と透明性を継続的に確認するための独立した第三者監視メカニズムの重要性を認識し、

締約国・国際機関及び専門家間の定期的かつ建設的な協議の場を設けることの有用性を強調し、

国際刑事司法制度の実効性を向上させるため、継続的な対話及び制度改革の必要性を認識し、

現職国家元首への免責が、重大な国際犯罪の不処罰につながる可能性を認識し、

ICCの実効性向上に向け、非協力に対する適切な対応が重要であることを認識し、

協力国へのインセンティブが、締約国による協力の促進に寄与し得ることを認識し、

重大な国際犯罪の不処罰の防止に向けて協力することの重要性を強調し、

ICCとINTERPOLとの連携強化の重要性を認識し、

1. ICCに対し、機関の透明性を向上させるため、以下の改革を進めるよう強く促す：
 - a. 捜査開始、捜査終了及び不起訴の判断について、その法的根拠及び判断基準を可能な範囲での公表、
 - b. ICCの司法及び検察の独立性を侵害しない範囲で、制度運営の透明性を評価する独立内部評価委員会を設置、
 - c. IERを通じて意思決定の透明性向上と義務の効率化；
2. 締約国会議に対し、締約国会議の下に、ICCへの協力履行状況を確認し、協力が困難な締約国との対話を行う協力履行対話メカニズムを設置し、以下のことを提案する：
 - a. 締約国が協力を実施できない理由について、国内法、行政制度及び安全保障上の事情を分析、
 - b. 必要に応じて専門家を派遣し、協力実施に向けた制度的及び技術的支援、
 - c. 各締約国の協力状況及び改善状況を毎年締約国会議へ報告；
3. 締約国に対し、ICCによる逮捕状の執行に協力した国への適切なインセンティブの提供を検討するよう要請する；
4. 補完性の原則の実現に向け、ICC並びに締約国及び関係国際機関に対し、締約国の司法能力強化のための技術的・物的・財政的支援を推進することを要請する；
5. ICC及び締約国会議に対し、ローマ規程第17条に基づくICCの介入基準について、透明性及び予測可能性を高めるための明確化を検討することを要請する；
6. ICCに対し、地域機関との協力を推進し、補完性原則に基づく相互補完的な国際刑事司法体制の強化を奨励する；
7. ICCに対し、地域機構と定期協議枠組みを制度化することを要請する；
8. ICCに対し、司法及び検察の独立性を尊重しつつ、地域的偏りを是正し、職員構成における公平性及び多様性を確保するため、以下の改革を推進するよう強く要請する；
9. ICC職員における地域的衡平性を確保するため、各地域からの専門的人材の採用及び登用を促進し、特定地域に偏らない多様な知見を有する職員構成を実現するよう強く要請する；
10. 国際連合安全保障理事会に対し、ローマ規程第16条に基づく捜査及び訴追の延期について、和平プロセスへの重大な影響を考慮した明確かつ透明な判断基準を設け、その要請を迅速かつ透明性をもって審議するよう促す；

11. 締約国会議、国際連合及び地域機関に対し、相互の協力を強化し、判事及び検察官に対する政治的圧力の防止及び独立性の確保に向けた取組を強化するよう要請する；
12. 国際刑事裁判所に対し、ICCの判事及び検察官の人権侵害があった場合、締約国会議臨時会合を開き、その会合で2/3の参加国で認められた場合、人権侵害を行っている国に対して警告や罰金を促すよう奨励する；
13. ICCに対し、インターポールと円滑な連携・運営をすることで実効性を高め、国家主権を尊重する観点から、以下の原則を順守することを強調する：
 - a. 当該機関による国家領域内での活動は、当該国からの要請があった場合にのみ実行、
 - b. 当該機関の活動内容、活動期間及び権限の範囲は、当該国との協議及び合意に基づき決定；
14. 締約国に対し、それぞれの経済状況に応じた持続可能かつ安定的な財政支援並びに人的及び技術的貢献を通じ、ICCの持続可能な運営基盤の強化を促進する；
15. ICCの運営資金の安定確保に向けて、締約国に対し、以下を要請する；
 - a. 各国の経済状況に応じた分担金を負担、
 - b. ASPの定期会合で分担金の未払い状況の確認を行うことを要請、
 - c. 分担金を滞納する締約国については、ローマ規程第112条8項に基づき、同項に定める要件を満たす場合には、締約国会議における投票権の制限、
 - d. 前項の措置後も改善が見られない国に対しては、締約国会議への出席停止等の外交的権利の段階的な制限、
 - e. 拠出金が多大な国へ、その貢献に応じた適切なインセンティブを付与することを検討、
 - f. 各締約国に対し、徴収金や任意による拠出金等の財政的な負担の大きさがICC内での発言力に一切の影響を及ぼさないことを強く主張、
 - g. 拠出金によるサポートの優先対象は発展途上国に限定し、先進国は除外、
 - h. すべての分担金及び拠出金の調整、資金の流れ、および支出の詳細を記載した財務報告書の定期的な公開、
 - i. 用途別に民間から資金を集める寄付フォーム開設；
16. 国際刑事裁判所に対し、締約国による現職国家元首逮捕状の執行に際しては、国際司法の実現と地域の平和及び安定の双方を確保するため、以下の事項を実施することを訴える：
 - a. 適用される法的義務を損なわない範囲で、執行時期についてICCと関係締約国が協議、
 - b. 地域機関との協議を執行前の手続きに位置付け、地域情勢を十分に考慮、
 - c. 被拘束者の医療・弁護人との接見など、公正な手続き及び人道的待遇を保証；
17. 国際刑事裁判所に対し、司法の独立性への課題や国際協力の進捗を評価、議論するため、締約国・関連国際機関及び市民社会が参加する国際司法協力会議を年1回招集することを決定する。